

## ○ものづくり産業振興に関する県民条例

平成十九年三月二十日

宮城県条例第四十七号

ものづくり産業振興に関する県民条例をここに公布する。

### ものづくり産業振興に関する県民条例

宮城県は、海や山の幸、さらには大地の多彩な食材に恵まれ、古くから農林水産業を中心とした経済が発展するとともに、東北の中心的な都市である仙台市を核とする、商業を中心とした経済発展の歴史を持っている。

しかしながら、近年、県内全域を俯瞰ふかんすると、主に仙台圏域以外の地域においては、人口減少や高齢化が進行し、地域の活力が衰退しているところが見受けられ、均衡のとれた地域経済の発展が求められている。

また、本県の一人当たり県民所得は、全国中位の状況が続いており、加えて、今日までの県民所得の増加は、生産性の向上よりもむしろ人口の増加を要因とする部分が多いように見られることから、人口減少時代を迎えるに当たり、将来的に県経済が縮小する事態も懸念される場所である。

一方、わが国全体に目を向けると、ものづくり産業が拡大成長した地域においては、県民所得の水準が向上している傾向にあることから、地域の所得水準を向上させるためには、技術革新による生産性の向上を図り、ものづくり産業を発展させていくことが不可欠と言える。

さらに、ものづくり産業は雇用及び生産誘発効果が高いとともに、事業所の立地が必ずしも都市部に近接する必要がないことから、その振興により、偏りのない地域経済の活性化につなげることができる効果も見込まれる。

翻って、本県の産業構造を見ると、ものづくり産業の中心である製造業の割合が相対的に低く、製造品出荷額も伸び悩んでおり、本県にとって、ものづくり産業を振興し、人口動態、経済環境の変化に対応できる産業構造を構築し、富の創出を図ることが緊要な課題である。

このような中で本県の地域経済を支える企業は、経済のグローバル化により、内外を問わず、厳しい競争下にあり、ものづくり事業者についても、大手企業に依存した下請け的体質から脱却し、研究開発力及び技術力を備えた知識集約型の競争力ある企業へ脱皮することを目指し、関係機関と連携しながら努力を続けていくことが求められている。

本条例は、こうした考えのもと、県民の県民による県民のためのものづくり産業の振興について、県、ものづくり事業者、県民等の責務等を定めるとともに、目指すべき方向性を明らかにし、かつ、共有することにより、ものづくり事業者の質的な存続基盤の強化及び本県経済の持続的な成長を図り、もって、県民が豊かに暮らせる県土宮城を構築し、富県を達成しようとするものである。

### (目的)

第一条 この条例は、本県のものづくり産業の持続的な発展を図るため、ものづくり産業の振興について、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、ものづくり産業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において「ものづくり産業」とは、次の各号のいずれかに該当する業種をいう。

- 一 食料品製造業、電子部品・デバイス製造業、電気機械器具製造業等の製造業
- 二 機械修理業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他の工業製品の設計、製造又は修理と密接に関連する事業が属する業種

2 この条例において「ものづくり事業者」とは、ものづくり産業に属する事業を行う者をいう。

3 この条例において「ものづくり基盤技術」とは、工業製品の設計、製造又は修理に係る技術のうち汎はん用性を有し、ものづくり産業の発展を支えるものをいう。

4 この条例において「産学官の連携」とは、ものづくり事業者、大学等(高等専門学校及び大学共同利用機関を含む。以下同じ。)、独立行政法人等(独立行政法人、地方独立行政法人及び特殊法人であって、試験研究に関する業務を行うものをいう。)、産業支援機関等(一般社団法人、一般財団法人その他の団体であって、ものづくり事業者に対する支援に関する業務を行うものをいう。)、国及び地方公共団体が相互に連携することをいう。

(平二〇条例五七・一部改正)

#### (基本理念)

第三条 ものづくり産業の振興は、ものづくり事業者がする自主的な努力を助長することを旨として推進されなければならない。

2 ものづくり産業の振興は、本県の有する高度な学術機能の集積、産業基盤、豊かな自然その他の特性を生かして、推進されなければならない。

3 ものづくり産業の振興に当たっては、ものづくり産業に係る事業所が集積し、かつ、ものづくり産業の振興の拠点となる地域が、県内全域にわたり適正に形成されるよう配慮されなければならない。

4 ものづくり産業の振興に当たっては、ものづくり事業者が行う一連の事業活動を通して必要な施策が一体的かつ総合的に講じられなければならない。

#### (県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念にのっとり、ものづくり産業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、ものづくり産業の振興に関する施策を推進するに当たっては、国、市町村、ものづくり事業者、大学等その他の関係機関との密接な連携に努めなければならない。

#### (ものづくり事業者等の責務)

第五条 ものづくり事業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその競争力の強化を図るよう努めるものとする。

2 ものづくり産業に関する団体は、その活動を行うに当たっては、ものづくり産業の振興に積極的に取り組むとともに、県が実施するものづくり産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (県民の協力)

第六条 県民は、ものづくり産業の振興が県民生活の向上に寄与することを踏まえ、県が実施するものづくり産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第七条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、ものづくり産業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- 一 ものづくり事業者が有するものづくり基盤技術の高度化を促進し、その経営基盤の強化を図ること。
- 二 ものづくり産業における新事業の創出を図ること。
- 三 産学官の連携の推進を図ること。
- 四 ものづくり事業者の事業環境の整備を図ること。
- 五 ものづくり産業を担う人材の育成及び定着を図ること。
- 六 ものづくり産業に関する企業の立地の促進を図ること。

(ものづくり事業者の経営基盤の強化)

第八条 県は、ものづくり事業者の製品開発力及び技術提案力の向上を図り、その競争力を高めるとともに、その経営基盤の強化を図るため、ものづくり基盤技術の高度化の促進、経営能率の向上の促進その他必要な施策を総合的に推進するものとする。

(ものづくり産業における新事業の創出)

第九条 県は、ものづくり事業者の競争力の強化に資し、かつ、将来において成長発展が期待される分野における新たな事業の創出を促進するため、必要な施策を推進するものとする。

(産学官の連携の推進等)

第十条 県は、新たな事業の創出を促進し、並びにものづくり基盤技術の高度化及びものづくり産業を担う人材の育成を図るため、産学官の連携によるものづくり基盤技術の高度化等に関する研究開発及びその成果の利用の促進、産学官の多様な交流の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、知的財産の活用によるものづくり事業者の競争力の強化を図るため、大学等における研究成果のものづくり事業者への移転の促進、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(事業環境の整備)

第十一条 県は、ものづくり産業の集積を促進し、及びものづくり事業者の自主的かつ自立的な事業活動を支援するため、産業基盤の整備、資金供給の円滑化その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び定着)

第十二条 県は、ものづくり産業の競争力を支える人材の育成及び定着を図るため、大学等における研究成果を活用した事業を実施するものづくり事業者の創出その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、事業者、大学等その他の関係者と協調して、ものづくり産業の競争力を支える人材の育成及び定着を推進するために必要な体制の整備を行うものとする。

3 県は、ものづくり産業を担う人材の資質の向上を図るため、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)等におけるものづくり事業者を活用した産業教育の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 県は、ものづくり基盤技術に対する関心と理解を深めるため、小学校、中学校、高等学校等におけるものづくり基盤技術に関する教育の充実に必要な施策を講ずるものとする。

(ものづくり産業に関する企業の立地の促進)

第十三条 県は、社会資本の整備の状況、土地利用の動向等から、ものづくり産業に関する企業の立地に適すると認められる区域において、その立地を促進するための有効な土地利用がなされるよう、関係市町村その他の関係機関と連携を図りつつ、必要な施策の推進に努めるものとする。

2 県は、ものづくり産業に関する企業の立地に係る手続の円滑化及び迅速化を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

3 県は、ものづくり産業に関する企業の立地を促進するため、情報の提供、立地に必要な資金の供給の円滑化その他の必要な施策を講ずるものとする。

(表彰等)

第十四条 県は、新商品又は新技術の開発、経営又は生産方式の改善等に関し優れた業績を挙げたと認められる者その他のものづくり産業の振興に寄与した者に対し、表彰、新商品の需要の開拓に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町村への協力及び支援)

第十五条 県は、市町村が実施するものづくり産業の振興に関する施策について、情報の提供、技術的な助言その他必要な協力及び支援を行うよう努めるものとする。

(行政体制等の整備)

第十六条 県は、第七条の基本方針に基づく施策の推進に努めるほか、ものづくり産業の振興に向けた組織体制等行政体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第十七条 県は、ものづくり産業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告等)

第十八条 知事は、毎年度、ものづくり産業の振興に関して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものとする。

2 知事は、毎年度、ものづくり産業の振興に関して講じた施策の実施の状況を議会に報告するとともに、公表するものとする。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第五七号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。